

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日の翌日)
(休日は、その日)

目次

◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人の住所及び氏名
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人への当選証書の附与

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

住 所	氏 名
鳥取県米子市両三柳二一九五番地	倉本善正
鳥取県鳥取市賀露町一四九八番地の二	網田吉藏
鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕一六七七番地	鎌谷安次

鳥取県岩美郡岩美町大字網代一六番地	中村梅藏
鳥取県岩美郡岩美町大字田後三五六番地	升田敏治
鳥取県岩美郡岩美町大字田後三三九番地	大久保榮造
鳥取県境港市竹内町三九三番地一	足羽真
鳥取県東伯郡泊村大字小浜八二五番地	賀須井直
鳥取県境港市日の出町一五番地	池田悌人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人に漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五条第一項の規定に基づき昭和四十三年八月九日当選証書を附与したので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第一百五条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

住 所	氏 名
鳥取県米子市両三柳二一九五番地	倉本善正
鳥取県鳥取市賀露町一四九八番地の二	網田吉藏
鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕一六七七番地	鎌谷安次
鳥取県岩美郡岩美町大字網代一六番地	中村梅藏
鳥取県岩美郡岩美町大字田後三五六番地	升田敏治
鳥取県岩美郡岩美町大字田後三三九番地	大久保榮造

鳥取県境港市竹内町三九三番地一	足 羽	真
鳥取県東伯郡泊村大字小浜八二五番地	賀 須 井	直
鳥取県境港市日の出町一五番地	池 田	人
	梯	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】